

大和大学学生生活規則

2019年4月1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大和大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生生活の指針)

第2条 学生は、以下の指針に則った生活をするよう努めなければならない。

- (1) 本学の建学の精神及び教育理念に則り、学則及び本学の定める諸規定を遵守し、本学学生としての自覚の下、自分の行動に責任を持たなければならない。
- (2) 他の人を敬い、人格を尊重し、社会を構成する一員としてマナーとモラルを守らなければならない。
- (3) 本学は、その所在する地域社会及び住民との協力関係の上に成り立つものであり、学生生活については地域との協調の下に十分な自戒をもって生活しなければならない。

第2章 誓約書・保証人及び学生個人記録

(誓約書)

第3条 新たに本学学生となる者は、本人及び保証人連署の誓約書を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第4条 保証人は、父若しくは母又はこれに準ずる者とする。

- 2 保証人は、保証する学生の身上及び学生納付金の納付について、連帯してその責に任ずる。
- 3 保証人を変更し、又は保証人の住所・電話番号に変更があったときは、当該変更後の保証人は、当該学生を経て、その都度速やかに諸事項変更届を事務局に提出しなければならない。

(学生個人記録登録カード)

第5条 学生は、必要事項を記入した学生個人記録登録カードを、入学後速やかに事務局に提出しなければならない。

- 2 氏名の変更、住所の変更等、前項の学生個人記録登録カードの記載事項に変更があったときは、当該学生は、その都度速やかに諸事項変更届を事務局に提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の交付及び取扱い)

第6条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

第4章 諸証明

(通学証明書)

第7条 公共交通機関の通学定期乗車券を購入するため、予め届け出た通学経路に従って通学証明書を発行する。

2 通学証明書の有効期限は発行年度の3月31日を限度とする1年間とする。

3 大学所定の書式以外の通学証明書が必要となる場合は、通学証明書交付願を事務局に提出し、その交付を受けることができる。

4 届け出た住所及び通学経路に変更がある場合は、諸事項変更届を速やかに事務局に提出し、新たな通学証明書の交付を受けること。

5 本学所定書式による通学証明書は、学生証裏面に張り付けること。

(学生旅客運賃割引証)

第8条 旅行をするため、学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、学生旅客運賃割引証交付願を事務局に提出し、その交付を受けることができる。

(その他の証明等)

第9条 学生が、在学証明書、成績証明書、卒業(見込)証明書、各種資格取得(見込)証明書、就職推薦書等の交付を希望するときは、証明書等交付願を事務局に提出し、それらの交付を受けることができる。

第5章 健康診断

(健康診断)

第10条 学生は、本学が毎年度定期又は随時に行う健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない事情により、大学で実施する健康診断を受けることができなかった学生は、各自、保健所又は医療機関で受診し、直ちに診断書を大学事務局に提出すること。

3 学生は、前項の健康診断の結果、本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

4 定期健康診断の結果は、定期健康診断証明書に記載し、交付する。

第6章 通学手段

(公共交通機関の利用)

第11条 学生の通学手段は、原則として徒歩及び公共交通機関の利用によるものとする。

(自転車・バイクによる通学)

第12条 自転車、バイクを利用して通学することを希望する学生は、事前に登録をしなければならない。

2 自転車・バイク通学の事前登録について必要な事項は別に定める。

(自動車による通学)

第13条 自動車による通学は、理由のいかんを問わず禁止する。

第7章 課外活動

(学生団体と課外活動)

第14条 学生は課外活動のために、学生団体を設立又は学生団体に加入することができる。

2 課外活動のために必要なことは、別に定める。

第8章 施設及び設備の使用

(施設等の使用)

第15条 学生または学生団体が、本学の施設又は物品を使用しようとするときは、施設管理者(施設管理規程第○条に規定する施設管理者をいう。)の許可を受けなければならない。

2 学生または学生団体の施設及び設備の使用について必要なことは別に定める。

(学生ロッカー)

第16条 学生が、本学の学生用ロッカーを使用する場合には、次の事項を守らなければならない。

(1) 学生ロッカーは更衣や資料の保管などに利用すること。

(2) 貴重品をロッカーに入れる場合は必ず鍵をかけること。

(3) ロッカー及びロッカー室は使用者の責任において整理整頓と美化に努めること。

2 前項各号の注意事項が守られない場合は、ロッカー及びロッカー室の使用を禁止又は制限する場合がある。

第9章 学生相談

(担任)

第17条 本学では、学級ごとに担任を置き、学生の学修に関する指導、進路・就職に関する相談、健康・保健衛生上の相談、人間関係に関する相談、経済的な問題に関する相談など、学生に関するあらゆる問題に対する対応窓口とする。

2 担任は学生からの相談に対応し、必要に応じて、学部長や学内外の機関と連携して解決を図ることとする。

(学生相談室等の相談窓口)

第18条 学生は必要に応じて、学生相談室を利用することができる。学生相談室は、学生

の修学及び学生生活の支援・指導並びに学生相談を行う。

- 2 健康及び保健衛生上の相談に関しては、保健室を利用することができる。
- 3 ハラスメントの疑いがある事案に関して、担任を通じて、ハラスメント委員会に相談することができる。
- 4 女子学生のために女子職員が相談窓口となる女性被害相談窓口を設置している。男性の教職員に相談しにくい事案に関する相談窓口となる。
- 5 相談はいずれの場合も学生が希望すれば、匿名で連絡・相談することができる。
- 6 学生相談室及び保健室の利用、ハラスメント委員会、女性被害相談窓口についてはそれぞれ別に定める。

(アルバイト・ボランティア活動の紹介)

第19条 アルバイトやボランティア活動を希望する学生は、学生部掲示板に掲示するアルバイト等の求人情報、ボランティア活動に関する求人情報を確認し、各自で応募すること。

- 2 本学及び学生部では、アルバイト、ボランティア活動に関する斡旋は行わない。

(下宿・アパート等の紹介)

第20条 本学に申し込まれた下宿・アパートの入居者募集情報は、希望者に開示する。

- 2 学生は、前項の下宿・アパートへの入居を希望するときは、各自が業者又は貸主等と連絡を取ること。
- 3 本学及び学生部では、下宿・アパートなどの斡旋は行わない。

第10章 雑則

(準用)

第21条 この規程は、研究生、聴講生、科目等履修生について準用する。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附則 省略